

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

⇩ 分割支給の退職金

Q : 私は今年の7月に勤務先を退職しましたが、退職金については資金繰りの都合上、3回に分割して支給されることになりました。ところで、1回目は今年の7月にもらいましたが、2回目と3回目の支給は、来年になります。この退職金は何年分の所得になるのでしょうか。

A : 全額が本年分の退職所得となります。

【解説】

退職所得の収入金額の収入すべき時期については、原則としてその支給の基因となった退職の日とされています。

ご質問の場合、それが分割により支払われるとしても、全額が退職した本年の退職所得の収入金額となります。

なお、その退職所得から差し引かれる所得税の源泉徴収ですが、源泉所得税は、原則として、源泉徴収の対象となる所得の支払の際に徴収されることとされています。

したがって、ご質問のように、支給総額の確定している退職手当等を数回に分けて支払う場合には、まず、その総額に対する源泉徴収税額を計算し、その税額を各回の支払額にあん分した金額が、それぞれの支払の際に源泉徴収されることとなります。

